

神司発甲第315号
令和7年11月13日

横浜市 健康福祉局精神保健福祉課 御中

神奈川県司法書士会
会長 坂根 隆志
横浜市中区吉浜町1
電話045-641-1372
メール jimukyoku@shiho.or.jp

「第2期横浜市依存症対策地域支援計画」に関する意見

神奈川県司法書士会は、第2期横浜市依存症対策地域支援計画に対し、以下のとおり意見する。

【意見趣旨】

神奈川県司法書士会は、第2期横浜市依存症対策地域支援計画素案（以下、「本計画案」という。）に賛成する。

依存症問題に関する支援の更なる充実を求める通り意見する。

【意見の詳細】

第1 本計画案全体に対する意見

1 依存症者へのアプローチについて

1) 依存症の背景には、貧困や失業など、さまざまな「生きづらさ」の問題が複合的に存在している。依存症者の債務問題やその他の法的課題に対応するための無料相談窓口を各自治体等で設置し、各種専門家による連携体制を整備することが重要である。

依存症者の債務整理事案には「依存症の治療が先か、債務整理が先か」という難しい選択に直面することが多く、依存症が進行中の状態で債務整理を行なっても本当に意味があるのか、また依存症治療には長い時間がかかるものの一時的な落ち着きは得られるのかなどといったジレンマが存在する。法的専門家のみならず各種専門家が連携して支援を行うことで、複眼的視点に基づく支援を行うことができ依存症者の回復への第一歩を踏み出すことができる。

2) 依存症治療には長い時間がかかるため、長期的な支援が必要である。そのための定期的な依存症支援プログラムの実施が重要である。

具体的には、依存症者に対するカウンセリングやグループセラピーなど依存症からの回復を支援するプログラムの実施といった施策が考えられる。

3) 依存症者は、問題行動を「やめたいと思わない」「やめたくても、やめられない」という心理状態にあることから、上記、依存症支援プログラムのような心理的な支援策に加え、例えば、ギャンブル依存対策として①本人や家族の申告による公営競技に対する入場制限や公営競技のインターネット投票の利用停止措置（アクセス制限）、②公営競技のインターネット投票サイトにおける購入制限を視覚的に示す表示方法を取り入れること、③公営競技場や場外販売所からATMを撤去するなど、物理的に「のめり込みを防止する」ための施策を講じることも必要である。

2 啓発活動の強化について

依存症の本人に対する偏見やステイグマ（セルフステイグマも含む）の問題も根強いことから、依存症に関する理解を高めるため、本計画案のとおり、地域において啓発活動を実施することが重要である。

具体的には、研修会やセミナー、講演会、法教育、シンポジウムなどを通じて依存症についての正しい情報を収集・拡散し、適切に支援ができる環境を整備するなど、社会全体の理解を促進する活動への取り組みが必要である。

3 ネットワークの構築について

包括的な支援体制を築くためには、地域内の支援者や支援団体との連携を強化し、ネットワークの構築が必要である。

例えば、研修会やセミナーなどに専任の講師を招き、具体的な実践事例を紹介する機会を設け、他の支援者との意見交換やネットワーク形成を進めることが重要である。

4 依存症者およびその家族の声を取り入れた施策の実施について

実際に支援を受けた方々の意見が施策に反映されるよう、フィードバックを集める仕組みを導入することも重要である。例えば、依存者やその家族、支援者（医療機関、民間支援団体や自助グループ等）に対する定期的または隨時にアンケートを実施し、支援内容やサービスの満足度、必要だと感じる支援についての意見を収集する必要がある。フィードバックを集める仕組みを導入することで、依存症者やその家族、支援者などからの意見や要望を効果的に収集することができる。

また、本計画案にも明記されている通り「依存症からの回復過程において、家族等が担う役割や支援も重要」であり、フィードバックの収集は結果として「民間支援団体や関係機関と連携し、依存症の本人の家族等のニーズに応じた多様な支援の提供を推進」することに資することとなる。

5 メンタルヘルスに関する取組

依存症者には孤独の問題や家庭問題などを抱えている方も多い。最近も歌舞伎町ビルで市販薬乱用者と思われる中学生の転落死が報道されたように、自殺につなが

る事案もあり、依存症に起因する「生きづらさ」が自死の大きな要因となることを踏まえ、本計画案における二次支援「本人への取組」としての、こころの電話相談などの対応に加え、メンタルヘルス相談へのアクセス向上を含めた施策の強化が必要である。

6 姉妹都市および友好都市との交流を通じた知見の集積への取り組み

横浜市は、8つの都市と姉妹・友好都市提携をしているところ、依存症対策については各国・各地域において異なる状況とそれに対応した独自の取り組みが存在している。これら姉妹・友好都市との交流の一環として、各都市の公的機関内及び民間団体の取り組みの成果を相互に共有し、各国の依存症の現状についての国際比較並びに対策等についての知見を集積することにより、我が国の状況を多角的な視点から捉えることが可能となり、また、対策の有効性の検証がより高精度なものとなる。

第2 本計画案（第1章から第4章）に対応する意見

1 「第1章 計画の概要」について

依存症からの回復には、単に依存対象から離れるだけでなく、その後の生活の再建が不可欠である。本計画案の目的に、住居、就労、経済的自立といった生活の再建に向けた計画を明確に位置づけるよう求める。

また、依存症は、個人の精神状態や社会生活を蝕む進行性の病気であり、様々な「生きづらさの問題」が複合的に絡み合い、それが自死のリスクを高めることになるため、本計画案に、自死予防の視点を取り入れることが重要である。例えば自死リスクの高い当事者に対する早期介入や、関係機関との連携による支援が必要である。

2 「第2章 本市における依存症に関連する状況と課題」について

依存症に起因する「生きづらさ」が自死のリスクを高めること認識したうえで、根本的な課題解決に向けたアプローチへの試みが必要である。

依存症当事者やその家族における経済的困窮の実態について、詳細なデータに基づいた分析を行い、具体的な支援についてのニーズの把握が必要である。

本計画案においては「こころの健康相談センター」を依存症相談拠点と位置づけていることから、依存症と自死の関連性についても状況の把握・分析、評価を行い、具体的施策に反映する必要がある。

3 「第3章 計画の目指すもの」について

依存症の背景には「貧困、失業」といった問題が存することも多い。住居確保、就労支援、経済的支援、社会参加促進など、生活の再建に向けた具体的なプログラムや、かかる問題に対する取り組みも、依存症対策・支援の一環として計画に盛り

込むことを求める。特に就労支援においては企業などに対し、依存症に対する理解を深める働きかけや就労継続のためのサポート体制を充実することが必要である。

依存症当事者やその家族への相談支援においては、子どもへの影響にも十分に配慮が必要である。子育て世代への支援として、ペアレントトレーニングや子ども向けの心理教育プログラムの導入等も必要である。

4 「第4章 取り組むべき施策」について

以下の部分の強化・具体化を求める。

1) 「一次支援（予防・普及啓発）にかかる取組」について

「（2）子どもに向けた取組」について

子どもがゲーム依存や市販薬滥用に陥る要因として親（保護者）の無関心や家庭内の問題もあるため、親（保護者）に対する行政の途切れない支援や相談体制が不可欠である。特に、子どもに対するネグレクトなどに関しては、個別介入の施策も必要である。また友人や近隣の住民が依存の兆候や子どもへの影響に気づいた際に相談できる相談窓口・機関の整備が必要である。

「（3）若者に向けた取組」について

「大学や地域と連携し、若者自身への広報だけでなく、若者を支援する人のスキルアップを図る」との記載につき、誰がどのように支援するのか、またどのように支援者に対するスキルアップを図るのか、その具体的な内容について検討が必要である。また学生に対しても、依存症に関する授業や啓発活動の実施が可能であれば実施するのが望ましい。

2) 行政の踏み込んだ施策について

一次支援から三次支援を通じて全体的に「情報発信」や「支援」といった表現が散見しているが、行政としてより踏み込んだ施策の実施が必要である。

「3 三次支援（回復支援）」のうち「（2）支援者への取組」の箇所には「連携の推進に取り組んでいきます。」と記載されているところ、「民間支援団体・自助グループへの活動支援、民間支援団体等の職員の人材育成やセルフケアのための研修」に関連する取り組みについて、「連携の推進」に留まらず、行政が主導的役割を担い、複合的課題へ一体的かつ効率的に支援を行うサポートチームの組成など行うなどのより積極的な対応を求める。

以上